

**監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う  
第 71 回国民体育大会における取扱いについて**

2015 年 12 月 25 日

■公認スポーツ指導者資格を保有する者

公認スポーツ指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※平成 28 年(2016 年)4 月 1 日(冬季大会は平成 27 年(2015 年)10 月 1 日)時点で公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が平成 29 年(2017 年)3 月 31 日(冬季大会は平成 28 年(2016 年)3 月 31 日)以降であること。

第 70 回大会において一部競技において認めていた「10 月 1 日付認定予定者(冬季大会は 4 月 1 日認定予定者)」の特例は、第 71 回大会以降は廃止

■公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

■参加可否一覧

【第 71 回冬季大会】

資格状況 (大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有効	平成 28 年 3 月 31 日以降 (2016 年)	○
	登録保留	—	×
	資格停止	—	×
平成 28 年(2016 年) 4 月 1 日付認定予定者		—	×

【第 71 回本大会】

資格状況 (大会参加時)		資格有効期限	参加可否
資格者	有効	平成 29 年 3 月 31 日以降 (2017 年)	○
		平成 28 年 9 月 30 日 (2016 年)	○※ ×
	登録保留	—	×
	資格停止	—	×
平成 28 年(2016 年) 10 月 1 日付認定予定者		—	×

※平成 28 年(2016 年)10 月 1 日付更新登録手続きを行える者は参加が可能(所定の期限までに更新登録手続きを行わなかった場合は、参加不可)。